（企画官、地域スポーツ振興調査官及びスポーツ団体支援専門官）

第七十八条　スポーツ庁に、企画官二人並びに地域スポーツ振興調査官及びスポーツ団体支援専門官それぞれ一人を置く。

2　企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち重要事項についての企画及び立案に関するものを助ける。

3　地域スポーツ振興調査官は、地域の振興に資する見地からのスポーツの振興に関する専門的事項についての調査並びに援助及び助言に当たる。

4　スポーツ団体支援専門官は、スポーツ団体の事業の適正かつ円滑な実施（民間事業者との連携を含む。）に関する専門的事項についての調査並びに援助及び助言に当たる。

第二節　文化庁

第一款　長官官房

第八十二条を第八十条とし、第八十三条を第八十一条とし、第八十四条を第八十二条とし、同条の前に次の款名を付する。

第二款　文化部

第八十五条を第八十三条とし、第八十六条を第八十四条とし、第八十七条を第八十五条とし、同条の前に次の款名を付する。

第三款　文化財部

第八十八条を第八十六条とし、第八十九条を第八十七条とし、第三章中第九十条を第八十八条とし、第九十一条中「文化庁の」を「外局の」に、「文化庁長官」を「各外局の長」に改め、第四章中同条を第八十九条とする。

附則第七条を次のように改める。

（スポーツ庁国際課ラグビーワールドカップ推進専門官の設置期間の特例）

第七条　第七十六条第一項のラグビーワールドカップ推進専門官は、平成三十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

附則に次の一条を加える。

（スポーツ庁オリンピック・パラリンピック課外国カリキュラム開発調査官の設置期間の特例）

第八条　第七十七条第一項の外国カリキュラム開発調査官は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（教育公務員特例法第三十一条及び第三十五条の規定に基づく国立教育政策研究所の長等の選考の手続及び任期等を定める手続に関する省令の一部改正）

第二条　教育公務員特例法第三十一条及び第三十五条の規定に基づく国立教育政策研究所の長等の選考の手続及び任期等を定める手続に関する省令（昭和五十九年文部省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第九十一条第二項」を「第八十一条第二項」に改める。

（文部科学省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令の一部改正）

第三条　文部科学省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（平成十二年総理府文部省令第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「本省内部部局」の下に「及びスポーツ庁内部部局」を加え、同条第四号中「第九十条」を「第八十条」に改める。

（文部科学省聴聞手続規則の一部改正）

第四条　文部科学省聴聞手続規則（平成十二年総理府文部省令第九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「文部科学大臣又は」を「文部科学大臣、スポーツ庁長官又は」に改める。

（国立教育政策研究所組織規則の一部改正）

第五条　国立教育政策研究所組織規則（平成十三年文部科学省令第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「二人（うち一人は、」を「一人（」に改める。

（文部科学省定員規則の一部改正）

第六条　文部科学省定員規則（平成十三年文部科学省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条（見出しを含む。）中「文化庁の」を「各外局別の」に改め、同条の表本省の項中「一、八五五人」を「一、七六四人」に改め、同項の次に次のように加える。

スポーツ庁	二二人

第一条の表合計の項中「二、〇八八人」を「二、一一八人」に改める。

第二条の見出し中「文化庁」を「各外局」に、「特別の機関」を「各特別の機関」に改め、同条中「本省の」を「本省及び各外局の」に、「各施設等機関及び特別の機関」を「各施設等機関及び各特別の機関」に改め、「並びに文化庁の各内部部局及び特別の機関別の定員」を削り、「文化庁の定員」を「各外局別の定員」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

○文部科学省令第三十三号

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十八号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月三十日

文部科学大臣　下村　博文

私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令

（私立学校教職員共済法施行規則の一部改正）

第一条　私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三条の四」を「第三条の十四」に、「長期給付」を「退職等年金給付」に、「第三十四条の二の二」を「第三十二条の三」に、「第三十四条の三―第三十四条の八」を「第三十三条―第三十三条の六」に、「第三十五条―第三十五条の三」を「第三十四条―第三十五条の二」に、「第六章　雑則（第三十八条―第四十一条）」を「第六章　雑則（第三十八条―第四十一条）　第七章　厚生年金保険給付（第四十二条―第六十五条）」に改める。

第一条第二項第二号中「長期給付」を「退職等年金給付」に改める。

第一条の二の見出し中「標準給与」を「標準報酬月額」に改め、同条第一項中「第二十二条第四項」を「第二十二条第七項」に、「給与月額」を「報酬月額」に改め、同条第二項中「給与の総額」を「報酬の総額」に、「標準給与」を「標準報酬月額」に、「給与月額」を「報酬月額」に、「第二十二条第七項」を「第二十二条第十項」に改める。

第一条の三の見出し中「標準給与」を「標準報酬月額」に改め、同条中「第二十二条第九項の」を「第二十二条第十二項の」に改め、同条第三号中「第二十二条第九項」を「第二十二条第十二項」に改め、同条第五号中「標準給与の等級及び月額」を「標準報酬月額及び標準報酬月額の等級」に改める。

第一条の三の二の見出し中「標準給与」を「標準報酬月額」に改め、同条中「第二十二条第十一項の」を「第二十二条第十四項の」に改め、同条第三号中「第二十二条第十一項」を「第二十二条第十四項」に改め、同条第五号中「標準給与の等級及び月額」を「標準報酬月額及び標準報酬月額の等級」に改める。

第一条の六中「長期給付のみを受ける」を「健康保険法（大正十一年法律第七十号）による保険給付及び退職等年金給付を受けることができる」に、「第三号被保険者」を「国民年金第三号被保険者」に改める。

第一条の七第一号中「第三十八条の二第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同条第二号中「（大正十一年法律第七十号）」を削る。